

# 貝塚市立南小学校P・T・A規約

第一条 (名称) 本会は貝塚市立南小学校P・T・Aという。

第二条 (目的) 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、家庭、学校及び社会における子どもの幸福を図り、民主教育の発展に尽力することを目的とする。

第三条 (会員) 本会会員となることのできる者は次の者とする。

- 一、 学校に在籍する児童の保護者。
- 二、 学校に勤務する学校長及び教職員。
- 三、 校区内に居住し、本会の趣旨に賛同する者。

第四条 (役員) 本会には次の役員を置く。

ただし、役員は他の役員を兼ねることはできない。

- \* 会長 一名 校区内の保護者。
- \* 副会長 二名 同 右 男一名・女一名
- \* 書記 一名 校区内の保護者一名・教職員一名
- \* 会計 一名 校区内の保護者一名・教職員一名
- \* 会計監査 一名 校区内の保護者 男女各一名

第五条 (役員任期) 役員は四月一日より就任し、任期は一年とする。

ただし、引き続き二期以上同一人が同じ役目を続けることはできない。

第六条 (役員任務) 役員の仕事は次の通りとする。

- ・ 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理を務める。
- ・ 書記は諸会議並びに会の活動状況を記録し、会議の通知をする。
- ・ 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。

第七条 (参与) 本会に参与若干名を置くことができる。

参与は本会の相談に応ずる。

第八条 (委員) 本会に委員を置く。

委員は四つの委員会に分属する。会長はそれぞれの委員を委嘱する。ただし、地区により重任してもよい。

その中より委員長、副委員長を任命する。

第九条 (委員会) 本会には左の委員会をもつ。

- 地区代表委員会 学級委員会
- 広報活動委員会 会員活動委員会

第十条 (委員会任務) 委員会の任務は次の通りとする。

- \* 地区代表委員会…主として、地域会員相互の連絡と親睦をはかり、児童福祉に関する仕事を企画推進する。
- \* 学級委員…主として、学級委員相互の連絡と親睦をはかり、学級懇談会等の内容を企画・運営する。
- \* 広報活動委員会…主として、PTAの諸行事、諸活動の情宣活動を行う。
- \* 会員活動委員会…主として、PTAの諸行事、諸活動の企画・立案・運営を行う。

第十一条 (実行委員会) 本会の運営上、実行委員会を設ける。役員並びに各委員会の正副委員長、家庭教育学級の正副委員長、各地区よりの代表者及び学校長をもって構成する。

- 一、 委員会の計画の連絡・調整・承認。
- 二、 総会に提出する議案及び報告事項の協議。
- 三、 総会決議事項の実行。
- 四、 会の望ましい運営の協議。

第十二条 (会費) 会費は一世帯月額四百五十円とする。要保護・進要保護世帯は月額千三百五十円とする。

第十三条 (経費) 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもつて当てる。

第十四条 (会計年度) 本会の会計年度は四月一日始まり、翌年の三月末日に終わる。

第十五条 (指名委員会) 本会に指名委員会を設ける。

- 一、 指名委員会は、次年度の役員候補者を指名する。
- 二、 委員会の構成は次の通りとする。

- ・ 指名委員長…前会長
- ・ 指名委員

実行委員会の代表 九名

教職員の代表 二名

第十六条 (役員選出) 役員は選出は次による。

- 一、 役員候補は次の通りとする。

- 1、 指名委員会より役員候補の指名を受け、これを承諾した者。
- 2、 会員より推薦を受け、三月の第一月曜からの五日間に

立候補した者。

- 二、 指名された候補者と、立候補者の中から、総会における選挙により、過半数を超える得票のあった者が役員として承認される。

- 三、 立候補者がいない場合、指名委員会は、立候補締切後五日以内に、候補者を公示する。

- 四、 公示後、異議のある会員は一週間以内に申し出る。

- 五、 異議のない場合は、指名委員会の指名した候補者が、役員として承認されたものとする。

- 六、 異議の申し出があった場合、役員は選出は総会において行

われ、会員の過半数以上の賛同をもって承認される。

第十七条 (総会) 総会は全委員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

定期総会は、年度初めに開催する。

臨時総会は必要に応じて開催する。

総会の定員数は全員の二分の一以上とする。(委任状を今訂) その決議は出席者全員の過半数とする。

第十八条 (改正) 本規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

(備考)

本規約は昭和二十九年十月十二日より実施。

昭和三十年四月二十六日一部修正。

昭和三十六年三月十六日一部修正。

昭和四十年四月二十七日一部修正。

昭和五十五年五月 二日一部修正。

昭和六十一年三月 四日一部修正。

平成 六年五月十二日一部修正。

平成 十二年三月 三日一部修正。

平成 十五年五月 九日一部修正。

平成 十六年五月十一日一部修正。

平成 十七年五月 日一部修正。